

野外活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第33号

野外活動センター条例の一部を改正する条例

野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後								
別表第2（第2条関係）						別表第2（第2条関係）								
区 分		単 位	施設の使用料の額			附属の設備の使用料の額	区 分		単 位	施設の使用料の額			附属の設備の使用料の額	
			小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一 般					小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一 般		
キャンプ場		[略]	円 <u>180</u>	円 <u>270</u>	円 <u>360</u>	1・2 [略] 3 スポーツ	キャンプ場		[略]	円 <u>190</u>	円 <u>280</u>	円 <u>370</u>	1・2 [略] 3 スポーツ	
運動	貸切使用	[略]	<u>620</u>	<u>930</u>	<u>1,240</u>	用具 1式1時間までごとに <u>240円</u> の範囲内で知事が定める額	運動	貸切使用	[略]	<u>630</u>	<u>950</u>	<u>1,270</u>	用具 1式1時間までごとに <u>250円</u> の範囲内で知事が定める額	
広場	区分使用	[略]	<u>320</u>	<u>470</u>	<u>630</u>		広場	区分使用	[略]	<u>330</u>	<u>480</u>	<u>640</u>		
テニスコート		[略]	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>650</u>	4 放送設備 1式1時間までごとに <u>240円</u>	テニスコート		[略]	<u>340</u>	<u>500</u>	<u>660</u>	4 放送設備 1式1時間までごとに <u>250円</u>	
体育館	入場料等を徴収しない場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用 [略]	<u>720</u>	<u>1,090</u>		<u>1,450</u>	体育館	入場料等を徴収しない場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用	[略]		<u>740</u>
			区分使用	[略]	<u>370</u>	<u>540</u>	<u>720</u>				区分使用	[略]	<u>380</u>	<u>550</u>

	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	[略]	<u>8,620</u>	<u>8,620</u>	<u>8,620</u>	5 [略]
		その他の日	[略]	<u>7,180</u>	<u>7,180</u>	<u>7,180</u>	
入場料等を徴収する場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用	[略]	<u>1,460</u>	<u>2,170</u>	<u>2,890</u>	
		区分使用	[略]	<u>740</u>	<u>1,090</u>	<u>1,460</u>	
	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	[略]	<u>12,930</u>	<u>12,930</u>	<u>12,930</u>	
		その他の日	[略]	<u>10,780</u>	<u>10,780</u>	<u>10,780</u>	
宿泊室			[略]	<u>350</u>	<u>510</u>	<u>680</u>	

[略]

	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	[略]	<u>8,830</u>	<u>8,830</u>	<u>8,830</u>	5 [略]
		その他の日	[略]	<u>7,350</u>	<u>7,350</u>	<u>7,350</u>	
入場料等を徴収する場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用	[略]	<u>1,490</u>	<u>2,220</u>	<u>2,960</u>	
		区分使用	[略]	<u>760</u>	<u>1,120</u>	<u>1,490</u>	
	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	[略]	<u>13,240</u>	<u>13,240</u>	<u>13,240</u>	
		その他の日	[略]	<u>11,040</u>	<u>11,040</u>	<u>11,040</u>	
宿泊室			[略]	<u>360</u>	<u>520</u>	<u>700</u>	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。